

第 109 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 8 月 26 日 (木) 13:30~18:30
場 所 西宮市民会館 中会議室 301 (3 階)
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、浅見、法西、岡田、草薙、佐々木、田村、中川、山仲
(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、平塚、川野、吹田、前田
(コンサルタント) 村上、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 今後の審議スケジュールについて

① 県より、「今後の審議スケジュール (案)」 (当日配付資料) の提案があり、内容について協議した結果、今後の審議はこれをもとに進めていくことを確認した。

(2) 第 67 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方について

① 第 60 回~第 66 回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した審議結果の整理表 (案) の内容確認を行う。

② 県は、第 66 回流域委員会での質問に対する回答を提示、説明の上、質疑・応答を行う。

③ 県は、運営委員会での修文作業の状況について、各委員からの修文意見とそれに対する県の考え方を整理した修文整理表および、整備計画の修正案等を配布して報告する。

④ 整備計画 (原案) 等の修文について、第 109 回運営委員会で整理した「修文に関する論点項目」に基づき、本文関連と継続検討関連に分けて審議を行う。

(3) 第 60 回~第 66 回流域委員会における審議結果 (資料 2) について

① 第 66 回流域委員会の審議結果のうち、「13 既存ダム活用」の「以降の論点で議論する事項」の記載は「確認事項」に移動し、「以降の論点で議論する事項」には、既存ダム活用を検討課題としてどのような形で盛り込むか検討することを記載する。(この項目以外は、記載の内容で妥当であることを確認)

② 第 60 回~第 66 回流域委員会の審議結果のうち「11 中上流部及び支川」「⑤環境対策に関すること」「①整備計画 (原案) 等の位置づけ」に記載の事項については網掛けを行い、修文の中で議論する。

(主な意見等)

(1) 今後の審議スケジュール (当日配付資料) について

- ・ 事務局から、今後の審議スケジュールの提案があるようだが、論点についての成熟度合いに左右されるため、先に修文件数がどのような状況かを確認したい。その上でスケジュール案をお示し願いたい。
- ・ 意見総数 453 件のうち、修文ありが 269 件、修文なしが 165 件、『未』のものが 19 件となっている。そのうち、新たに回答を出すものが 100 件で、内訳は修文ありが 66 件、修文なしが 34 件となっている。また、総数 453 件のうち網かけをしているものが 244 件。そのうち新たに網掛けしているものが 85 件となっている。(県)
- ・ 残された審議日程を考えると、別添のようなスケジュールで進めていく必要があると考えている。修文については、資料 3-6 修文に関する論点整理表の網掛け以外の項目を集約して第 67 回流域委員会で詰めの審議を行い、それを踏まえて第 110 回の運営委員会に最終の修文の確認をしてはどうかと考えている。継続検討の扱いについても、第 67 回流域委員会において議論し、第 110 回運営委員会で詰めをしてはどうかと考えている。また、答申骨子については、第 110 回運営委員会で議論のうえ、第 68 回流域委員会で協議、決定し、第 111 回運営委員会で修正・加筆等の作業を行ったうえで答申書を確定すればどうかと考えている。(県)

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より「河川整備計画(原案)等の修文に関する資料」(資料 3-1~3-6)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 8月17日時点修正案に対する意見照会の結果、県の示した修正案および考え方に対して意見がなかった項目について個別に確認し、以下のとおり整理した。

「A：県の修文案に対し意見なし(済)」とする項目(資料 3-1)

P15：7、P16：(3)、P20：168、P22：⑨、⑩、⑪、⑫、P24：118、P25：120、126、P34：13、
P35：23、P36：10、P36：4、P38：109、P39：14、P41：15、16、17、P43：83、P48：148、
P49：166、P49：167、P50：84、P53：108、122、127、P54：136、163、164、(10)、⑬、
P55：143、144、145、P57：97、P59：48、P63：⑭、P64：112、P65：63、P66：75、P68：138、
P69：158、P75：176、172、P76：28、P77：132、P81：165、P90：38、39、40、17、31、P91：95、
P93：114、116、(6)、P96：36、P97：41、45、P98：91、96、103、P100：159、160、161、162、
P.102：173

- ② 資料 3-6 で「修文意見に関する論点」として第 67 回流域委員会で審議する項目について協議し、既に網掛け(県の修文案に対し意見なし(済))がかかっている項目に加えて、以下の項目は修文意見に関する論点としないことを確認した。

「修文意見に関する論点としない項目」(資料 3-6)

P1：98、⑯、P2：188、(4)、107、117、125、52、P3：105、11、186、178、P4：92、
P5：166、183、85、⑳、143、P6：(11)、㉑、㉒、140、153、181、157、P7：㉓、㉔、P8：37
P9：189、103、⑦

- ③ 県は、運営委員会での協議結果に基づき、資料 3-6 を修正し、各委員に送付することとし、整備計画等の 8月26日時点修正案に対する意見照会は実施しない。
- ④ 各委員は、運営委員会で整理した修文に関する論点項目について、第 67 回流域委員会に向けて意見等を準備する。また、運営委員会での修文に関する論点項目の整理に意見がある場合は、第 67 回流域委員会で発言する。
- ⑤ 県は、資料 3-1 で修正意見に対する県の考え方等が「未」となっている項目について、考え方および修文内容を流域委員会の前に各委員に事前送付する。

(主な意見等)

- 資料 3-1 P41：14、15、16 (防災調整地)
- 『済』でよいが、現段階の修文についてはよいということである。流域市との調整の結果、後ろ向きに変わるのであれば、意見も変わってくる。
- 後ろ向きには変わらない。(県)
- 確定できる時期の目処はいつぐらいか。
- 関係機関の調整待ちだが、次の委員会には出していきたいと考えている。(県)
- 防災調整池についてはもっと踏み込んだことが必要ということで、検討課題としての議論が残っている。もう少し具体的なことが記載できないか。
- 具体的に表現している。(県)
- 県指導で規制するような形を望んでいたが、この修文を見ると、そこまではいっていないようである。検討を行うだけで、その先がよくわからない。
- 検討を行うのではなく、指導強化を図るという表現にすればどうか。
- 今から検討することであるため、今書けることを書いている。(県)
- 資料編にはどう入っているのか。
- 入っていない。流域委員会での議論を踏まえて、この文章を書くまでに至った。県内の河川でここまで書

いているところはない。(県)

- ・私は評価している。この文章で決定していただけるなら、意見は『済』としていただいでよい。
- ・検討を行うという文章を入れたのは、最大限努力した結果であると思うから、これでもしかたないと思う。本気でやっていくのだという意思表示であるというふうにお互いうけとって連携してやっていくのが重要である。

○資料 3-1 P18～19 : 107 (排水ポンプ運転調整)

- ・本文 P18 の修文については避難だけでなく、都市の耐水構造ということも一言いれてほしい。
- ・市役所と話をつめている。まずは、避難のところで共通認識もっていこうとやっているのので、避難について記載している。現実一步踏み出せるところで記載した。(県)
- ・減災対策は避難だけでない。
- ・排水ポンプの運転調整の話であるため、減災の話題でないのので、これでよいと思う。
- ・現状と課題のところであるので、減災のところで書いていけばここはよいと思う。

○資料 3-1 P61～62 : 140 (景観)

- ・意見の趣旨が理解されれば、P61 の修文の内容でよい。ただ、最後の「なお」以降の文章は気になる。各市からの要請がないとやらないという意味にとれる。
- ・河川との整合性をとらないといけないような条例があると思う。
- ・河川管理者が決められる条例ではない。流域市の盛り上がりという面では、足りない部分があると思うが、河川管理者としては、河川をより魅力ある景観にすることが第一歩で、それを進めていく中で、連携や協力等積極的な話になっていくと考えている。(県)
- ・必要な場合には各市と連携し、地域の個性に配慮して景観づくりに向けて協働して取り組む。協力をお願いする関係とは違うという意味合いをこめた文書にすればどうか。
- ・市からは、武庫川に対して積極的に何か言っていこうという姿勢がみえない。河川管理者のほうから積極的に働きかけてほしい。
- ・その方向で修文検討するが、本委員会では論点としてはあげないということでもいいか。(県)

○資料 3-1 P67～68 : 111 (流水の正常な機能)

- ・水源確保については、水道事業者の責務と考えている。水辺へのアクセスのしやすさという意味での緊急時の水利用での配慮はやっており、河川管理者として取り組めるところは取り組んでいる。河川法でも水道水源の確保が河川管理者の責務であるとは位置づけられていないため記載できない。(県)
- ・意見の緊急時というのは渇水時のことか。震災時か。(県)
- ・主には渇水だが、震災も含めて緊急時である。
- ・兵庫県として水資源部局と連携して取り組むこともできなくはないと思っている。どうやったら取り組めるかということに関係部局と連携しながら、検討課題としてあげるという対応をしてほしい。
- ・渇水をイメージした地下水の利用と、震災時にライフラインが止まったときに地下水を利用するのは、想定する地下水の利用範囲がまったく違う。川の水を補う形で、地下水を利用するのは物理的に難しい。武庫川において、川の表流水がなくなった時点で地下水があるという話になりたつのかどうか。どのようなイメージで地下水を評価しているのかわからない。
- ・地下水に対して緊急時に実際にどういうことを河川管理者にやってほしいのか。河川管理者のやる仕事ではないと思う。
- ・地下水の開発となれば、地下水を利用することが前提の話になる。具体的に井戸を掘ってどこかに運ぶシステムまで考えて開発である。井戸の大量の水を引き込むというシステムができるとは思えない。
- ・緊急時に使えるか使えないかという議論ではなく、地下水の問題はもう少しいろんな観点から出てきている話であるため、これについて触れるかどうかは論点として残してはどうか。
- ・目的がはっきりしないと具体的な話にもっていくのは厳しい。(県)
- ・地下水については、まだ研究の段階で、修文案のような表現にとどまっている。これについては、既に確認させていただいた項目で網掛けとしているので、この修文でご理解いただけたと思っている。本委員会では論点として議論するのではなく、修文対応でよいのではないか。(県)
- ・

○その他

- ・ 今回は新たな修正案に対する回答をもらわないのか。
- ・ 修正の詰めは審議は項目を絞って、全体委員会で直接審議することにしたかどうか。（県）
- ・ 流域委員会で一つひとつ意見を確認する作業になるのか。問題だと思われることが残っているのに、やれるのか。
- ・ 一人だけの意見でなく、いろんな人の意見が絡んでいる。個人に確認するのではなく、テーマについて議論して詰めた方がよいものと、流域委員会で議論することでないものを分ける必要がある。

◆ 第109回運営委員会配付資料

（第67回流域委員会の審議の進め方について）

資料1 第67回武庫川流域委員会次第（案）

（武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点審議の審議結果）

資料2 第60回～第66回流域委員会における審議結果の整理表（案）

（河川整備計画（原案）等の修正について）

資料3-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修正整理表（8月26日時点）

資料3-2 武庫川水系河川整備計画（原案）〔8月26日時点修正案〕

資料3-3 武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県原案】〔8月26日時点修正案〕

資料3-4 武庫川水系河川整備計画（原案） 資料編〔8月26日時点修正案〕

資料3-5 武庫川水系河川整備計画（原案）等の8月17日時点修正案に対する委員意見

資料3-6 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修正意見に関する論点整理表（案）（8月26日時点）

（アンケート）

資料4 第66回 武庫川流域委員会アンケート

（別冊資料）

今後の審議スケジュール（案）

第5章（調査・検討課題）の位置づけと記載内容（案）

《第60回流域委員会資料》【配布済み分】

（武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点の整理について）

⑥0資料4-1、⑥0資料4-2、⑥0資料4-3

《第60～第66回流域委員会資料》【配布済み分】

（武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する委員意見）

⑥0資料5、⑥1資料4、⑥2資料4、⑥3資料4、⑥4資料5、⑥5資料4、⑥6資料4

注) ⑥0、⑥1、⑥2、⑥3、⑥4、⑥5、⑥6は、それぞれ第60回、第61回、第62回、第63回、第64回、第65回、第66回の流域委員会を指す。